



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	2
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	3
指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	5
市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	5
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6

【教委告示】

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得 基準の一部改正	（学 校 企 画 課）	6
--	-------------	---

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 7 号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表教育施設課の項中第 6 号を第 8 号とし、第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 県立学校及び教育機関の施設の維持管理及び保全に関すること。
- (4) 県立学校及び教育機関の施設の長寿命化に関すること。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 8 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 の 4 中「同 古志原小学校」を削る。

別表第 9 の 5 中「同 中央小学校」を「同 中央小学校」に改め、「浜田市立第三中学校」を「同 第三
二中学校」に改める。
三中学校」

別表第10中「益田市立道川小学校」を「益田市立匹見小学校」に改める。
同 匹見小学校」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第 9 の 4 に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 9 の 4 に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第 9 の 4 にかかわらず、なお従前の例による。

（扶養手当に関する特例に係る読替え）

- 3 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日までの間は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第52号。以下「改正条例」という。）附則第 8 項の規定による扶養手当に関する特例に係る

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「市町村立規則」という。）第27条の2第1項及び第28条の3第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第17条第1項」とあるのは、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第52号）附則第8項の規定により読み替えられた条例第17条第1項」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正条例附則第9項の規定による扶養手当に関する特例に係る市町村立規則第27条の2第1項及び第28条の3第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第17条第1項」とあるのは、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第52号）附則第9項の規定により読み替えられた条例第17条第1項」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正条例附則第10項の規定による扶養手当に関する特例に係る市町村立規則第27条の2第1項及び第28条の3第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第17条第1項」とあるのは、「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第52号）附則第10項の規定により読み替えられた条例第17条第1項」とする。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第9号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第29条」を「一第29条」に改める。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（単位の修得方法）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第28条の2 免許法施行規則第18条の5の規定により免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける場合の単位の修得方法は、次に定めるところによるものとする。

(1) 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する最低在職年数に加える在職年数（以下この条において「最低在職年数に加える在職年数」という。）	修得することを必要とする科目			最低修得単位数
小学校教諭普通免許状	1	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法	3

(2) 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目			最低修得単位数
幼稚園教諭普通免許状	1	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7
				道徳の指導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路	2	

			指導等に関する科目		
	2	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	5
				道徳の指導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		1
中学校教諭普通免許状	1	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2
	2	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	5
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		1

(3) 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目			最低修得単位数
小学校教諭普通免許状	1	教科に関する科目			7
		教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	2
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2
	2	教科に関する科目			5
		教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		2
	3	教科に関する科目			5
		教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		1
高等学校教諭普通免許状	1	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
				道徳の指導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		1
		教科又は教職に関する科目			3
	2	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1

			道徳の指導 法	1
			生徒指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目	1
		教科又は教職に関する科目		2

(4) 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	修得することを必要とする科目			最低修得単位数
中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	1	教職に関する 科目	教育課程及び指導 法に関する科目	各教科の指 導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目		2
		教科又は教職に関する科目			6
	2	教職に関する 科目	教育課程及び指導 法に関する科目	各教科の指 導法	1
			生徒指導、教育相談及び進路 指導等に関する科目		1
		教科又は教職に関する科目			4

第29条中「前条」を「前2条」に、「及び第15条から第18条の2まで」を「、第15条から第18条の2まで及び第18条の4」に、「同規則」を「免許法施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第10号

指導が不適切である教員への対応に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教員への対応に関する規則（平成20年島根県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2及び第25条の3」を「第25条及び第25条の2」に改める。

第11条第1項中「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第11号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該教職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第12号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第34条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入学し、編入学し、又は転学した年度の受講料を納付する場合 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとき。

4月に入学し、編入学し、又は転学した場合	当該年度の8月1日から同月26日までの間
その他の場合	編入学し、又は転学した日の属する月の翌々月の1日から26日までの間

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第4号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準（平成11年島根県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第2項第1号中「教育職員免許法施行規則第15条」を「免許法施行規則第15条、第18条の2若しくは第18条の4又は教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第28条の2の規定」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小学校の教諭の免許状（免許法施行規則第18条の4又は教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第28条の2の規定の適用を受ける場合に限る。）

受けようとする免許状の種類	各教科の指導法に係る修得すること	最低修得単位数
---------------	------------------	---------

類	を必要とする単位数	
小学校教諭 二種免許状	7 単位	4 以上の教科について、それぞれ次のア又はイに定める単位を修得するものとする。 ア 4 の教科について修得する場合は、3 以上の教科についてそれぞれ 2 単位以上 イ 5 以上の教科について修得する場合は、2 以上の教科についてそれぞれ 2 単位以上
	5 単位	3 以上の教科について、それぞれ次のア、イ又はウに定める単位を修得するものとする。 ア 3 の教科について修得する場合は、2 以上の教科についてそれぞれ 2 単位以上 イ 4 の教科について修得する場合は、1 以上の教科について 2 単位以上 ウ 5 以上の教科について修得する場合は、それぞれの教科について 1 単位以上